

文化年間大坂中ウ・小芝居の興行について

——御霊芝居・天満天神芝居を中心にして——

須山章信

御霊芝居を中心に

文化年間の御霊芝居は、次のような特徴が挙げられる。第一には、番付が残存していないことである。第二には、確認できる興行回数が甚だ少ないことである。第三には、確認できる興行も中ウ・子供芝居であることである。第四には、歌舞伎興行の少なさに対して、浄瑠璃芝居の興行は『義太夫年表』（義太夫年表近世編刊行会）によると五三回を数えることである。

そこで次に、年次を追ってこれらの興行及びその特徴をみていくことにする。

元年度の興行は、評判記によってのみ一回の興行が確認される。

『役者寿』（享和四年子正月吉日刊）の「大坂諸芝居顔見世狂言外題目録」に「御霊境内芝居 細工人 竹田左右馬／おしゆん伝兵衛河原立引／染模様妹背門松／新うすゆき物語／初物顔見世献立狂言」とあり、同「役者目録」には「御霊境内子供芝居惣役者目録 細工人 竹

田左右馬」とあり、竹田の姓を持った役者竹田秀之助、竹田百太郎、竹田他蔵等二〇人が記されている。このような評判記の記述から、御霊境内では文化元年度の顔見世に、右記の狂言で、竹田の姓を持った子供の芝居興行が行なわれたものと考えられる。その興行の正確な興行日は記載が無く、それを推定できる他の資料は見られない。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『歌舞伎年表』（伊原敏郎著、岩波書店刊、以下『年表』と記す）には、享和三年十一月頃の項に「大阪、御霊境内、細工人竹田左右馬、「河原立引」「妹背門松」「うす雪」「初物顔見世献立」とある。他の興行の記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃興行は一回記されている。

二年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述はない。

三年度の興行は、評判記によつてのみ一回の興行が確認される。

『役者大極丸』（文化三年寅正月吉日刊）の「大坂座摩稻荷御霊三芝居惣役者目録」に、座摩・稻荷芝居に続いて、「御霊境内芝居 細工人 竹田頼母」とあり、三芝居に出勤の役者が混合で記されており、その中、「御霊」と記されている役者は嵐冠三郎、嵐蘭蔵、藤川平五郎等一五人である。これらの記述から、御霊芝居では三年度の顔見世には右記の座組で興行されたものと推定される。しかし、その興行の正確な興行日及び狂言は記載が無く、それを推定できる他の資料は見られない。また、座格についてであるが、竹田の姓を持った者が三人いること、さらに、前掲の元年度『役者寿』では、嵐冠三郎は北の新地芝居に、嵐蘭蔵と浅尾綾治郎は稻荷芝居に、藤川平五郎は座摩芝居にその名が見える。このような役者の状況から、子供芝居か、或いはそれに限りなく近い中ウ芝居と推定される。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、年初の項に「御霊 同（細工人） 竹田頼母」とある。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は六回記されている。

四年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は六回記されている。

五年度の興行は、評判記によつてのみ一回の興行が確認される。

『役者手柄噺』（文化五年辰正月吉日刊）に「大坂御霊境内芝居／細工人 竹田陸奥」とあり、竹田の姓を持った役者竹田貫三郎、竹田平五郎等一五人が記されている。この記述から、御霊芝居では右記の座組で顔見世頃に興行が行なわれていたものと推定される。しかし、その興行の正確な興行日及び狂言は記載が無く、それを推定できる他の資料は見られない。また、座格についてであるが、前記したように竹田の姓を持った役者ばかり一五人が記されていることから、同芝居は子供芝居と推定される。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、年初の項に「御霊境内 細工人 竹田陸奥」とある。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は六回記されている。

六年度の興行は、評判記によつてのみ一回の興行が確認される。

『役者大学』（文化六年巳正月吉日刊）に、「御霊境内芝居／細工人 竹田宮内／伊賀越乗掛合羽 十冊物／救早稲玉萌芽輝カ 壱幕」とあり、竹田の姓を持った役者一八人が記されている。この記述から、御霊芝居では右記の座組で顔見世頃に興行が行われていたものと推定され、その興行の狂言は右記のものと推定される。ただ、その興行の正確な興行日は、記載が無く、それを推定できる他の資料は見られない。また、座格についてであるが、前記したように竹田の姓を持った役者ばかり一八人が記されていることから、同芝居は子供芝居と推定される。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、興行の記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は七回記されている。

七年度、八年度そして九年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にもその記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は、七年度は二回、八年度は六回、九年度は六回記されている。

十年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる番付は管見には入っていない。また『年表』に記されている一〇年正月刊の評判記『役者出情嘶』も管見には入っていない。しかし、『年表』には次のようにある。「大阪、御霊、竹田橋太郎座、「五大力」。「よしよし義経轟頂」。」とある。さらに、文化一四年三月に刊行された評判記『役者／出世 道中記』の「嵐三蔵」の項には次のようにある。「三蔵丈ハ京都生立ニテ文化九年申の冬御霊芝居へ初てお下りニテ夫々だんだん御ヒキつよく（後略）」とある。嵐三蔵は文化九年九月一日の因幡薬師芝居「撰州合邦辻」に「女能みすへ・けいせいやよひ・さとひめ」の三役にその名が見える。そして、管見に入っている因幡薬師芝居の番付には、文化一〇年正月興行以降はその名は見えない。この評判記の記述には狂言名や興行月日、一座名などは見られないが、嵐三蔵の出勤している興行が行われた可能性が推定され、『年表』の記述を裏付けるものと推定される。また、座格についてであるが、役者名が未詳であることから推定出来ない。

その他の興行についての資料は管見には入っていない。

『年表』には、「十月廿四日、大阪、御霊社内、松島萬五郎座、「青柳硯」。「苧萱」。「往昔曾根崎村噂」。道風、繁氏、女之助、徳兵衛（森之助）」とある。しかし、ここに記させている同興行は、天保の八年度の興行である。

『義太夫年表』には、浄瑠璃芝居の興行は六回記されている。

一一年度の興行は、評判記によって一回の興行が確認される。

『役者繁栄話』（文化一一年戊正月吉日刊）に、「御りやう社内芝居／細工人 竹田橋太郎／碁太平記白石嘶／植木屋文蔵廓恋風」とあり、役者花桐岩吉、藤川亀松、坂東荒太郎等一五人が記されている。この記述から、御霊芝居では一一月頃に右記の興行が行われていたものと推定される。しかし、その興行の正確な興行日の記載は無く、それを推定できる他の資料も管見には入っていない。また、座格についてであるが、一四年三月刊行の『役者／出世 道中記』には、花桐岩吉は休みとはあるが、中ウ芝居の項に記されており、坂東荒太郎と大谷力次は子供芝居の項にその名が見える。また、藤川亀松等四人は一〇年九月の荒木芝居（青須我波良 五十五号「荒木芝居」参照）にその名が見える。このような役者の状況から、子供芝居か、或いはそれに限りなく近い中ウ芝居と推定される。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には興行の記述はない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は一回記されている。

一二年年度の興行は、評判記によって一回の興行が確認される。

『役者警節』（文化一二年乙亥正月吉日刊）に、「御霊芝居／細工人 竹田橋太郎」とあり、役者中村鶴助、中村哥助、三条若松等一二人が記されている。この記述から、御霊芝居では右記の座組で一月頃に興行が行われていたものと推定されるが、その興行の正確な興行日及び狂言についてはその記述がないことから未詳である。

しかし、前掲の『役者／出世 道中記』（文化一四年三月刊）の中村鶴助の項に次のようにある。

鶴助丈ハ江戸表ふり附の先生藤間勘十郎どの、の御子息ニテ芝翫文門人と成て文化十酉の春御上坂ニテ同七月々荒木芝居へお勤ニテ七化の当り誠に芝翫丈々よいといふくらいの評を取夫々新地またいなり御霊なぞニても勤られしが何かたでも大入大当り（後略）

とある。右の評判記には、中村鶴助が文化一〇年より上坂し、七月より荒木芝居、北の新地芝居、稻荷芝居そして御霊芝居で何れも「七化」を勤めたとある。それに対する番付は、「七月八日々」の荒木芝居、「八月九日々」の北の新地芝居、そして「一〇月十三日々」の稻荷芝居があり、何れも、中村鶴助が「七変化」を勤めている記述が見られる。それ故これらの興行は実際に行なわれたと考えられる。ただ、御霊芝居の番付は管見には入っていない。しかし、御霊芝居でも「七変化」の興行が為されていたと推定されるが、その興行日については、「一〇月十三日々」の稻荷芝居での興行終了後である。さらに、中村鶴助は「酉霜月十五日々」名古屋稻荷御社地芝居に於いて「けいせい駅路梅、慣ちよつと七化」を演じており、同座組と御霊芝

居の評判記に記述の座組とは、中村鶴助、中村哥助、中村哥市等七人が一致している。また御霊芝居芝居では、前記したように、一月頃に細工人竹田橋太郎が「碁太平記白石嘶・他」の興行を行っている。

同座組には中村鶴助の名前は見え、また、「七化」を興行している七月八日々の荒木芝居、八月九日々の北の新地芝居、そして一〇月十三日々の稻荷芝居の座組とは全く異なる。それ故、御霊芝居での中村鶴助の「七化」は、同興行終了以降と推定される。

また、中村鶴助は北の新地芝居の座本竹田内匠の一二年の「亥三月四日々」以降の興行に出勤しており、北の新地芝居の同座組と御霊芝居の評判記に記された座組とは、中村和市を除いて他は一致している。それ故、中村鶴助が御霊芝居で「七化」を演じた可能性は、北の新地芝居の一二年の「亥三月四日々」の興行以前と考えられる。つまり、御霊芝居での中村鶴助の「七化」は、一一年度顔見世頃の興行終了以降で、北の新地芝居の一二年の「亥三月四日々」の興行以前と推定される。また、前記の評判記に記された一二年年度の顔見世頃の興行には、中村鶴助と中村歌助が揃って出勤していることから、一二年年度の顔見世に「七化」の興行の可能性も考えられる。また、座格についてであるが、前記したように、『役者警節』には、役者中村鶴助、中村哥助、三条若松等一二人が記されている。この中で、一〇年一〇月一三日々の稻荷の子供芝居及び同一一月一三日々の名古屋稻荷芝居、そして一一年三月四日々の北の新地芝居に連続出勤している役者は中村鶴助、中村哥助、嵐吉之助等八人いる。また、前掲の一四年三月刊『役者／出世 道中記』では、中村鶴助は中ウ芝居の「若手三幅冠」に位置付けされている。また嵐吉之助は中ウ芝居と子供芝居の両方に

記されている。子供芝居には中村哥助と三条若松が記されている。このような役者の状況から、子供芝居か、或いはそれに限りなく近い中ウ芝居と推定される。

この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、年初の項に「御霊 同(細工人) 竹田橋太郎」とある。

『義太夫年表』には、浄瑠璃芝居の興行は記されていない。

一三年度の興行は、『役者謎懸論』(文化十三丙子年正月吉日刊)には中ウ・子供芝居の興行についての記述は見られないので、顔見世頃に興行が行われていたのかどうか未詳である。しかし、前掲の『役者／＼出世 道中記』(文化一四年三月刊)には次に記すような興行が見られる。(*)内は筆者が記した)

●嵐熊吉の項には、「昨年御霊芝居へお下りにて秋葉話ニ関の戸わかなみさほごぜん三やくともしとやかにてよふり升た」。

●中村鉄三郎の項には、「昨年御霊にて秋葉話におくがた藤浪ニやく娘かつらハ大役をでかされ升た(後略)」。

●松島七十郎の項には、「昨年ハ一寸御霊芝居のおつとめにて秋葉話の源十郎主水金兵衛ニやく共御功者でふり升(後略)」。

●市川善太郎の項には、「昨年御霊にて娘道成寺を致され升たがよふでき升た」。

●市川実蔵の項には、「昨年御霊にてかまくら山に安村荒次郎天逸坊(カ)新左衛門隅田川に手代庄八カ、見山ニ岩藤(後略)」。

●松島松助の項には、「昨年々改名致されよいやつしがたになられ升

た御霊にて船橋に与五作隅田川にとのゐ之介ニやく共でき升た(後略)」。

●藤川花情の項には、「去年御霊の芝居法界坊を致されたが是ハ立やく□□つとめて切にきれいな女形をしてみせる(後略)」。

●中村鶴十郎の項には、「近頃々改名致され升た御霊でやぶたどくあんハ大分でき升た当春ハ出きんなし残念(後略)」。

●市川団吉の項には、「昨年新地で戻り駕*(四月六日々)のかぶろを致されきつい評判でふり升たその後御霊芝居にて五ツ化も大きにさたよく去冬々竹田の座本をおつとめ(後略)」。

評判記のこれらの記述から、御霊芝居では一三年度には「秋葉話」、「(有職)鎌倉山」、「隅田川(続梯)」、「加々見山(旧錦絵)」、「(けいせい佐野の)船橋」、「五ツ化」、「娘道成寺」等の興行が行われたと推定される。しかし、その正確な狂言名は未詳であり、(*)内には役名から推定したものを記した。また、これらの興行日についても、「五ツ化」の興行が北の新天地芝居の「四月六日々」の「戻り駕」の興行終了後ということ以外は、何時、どの様な組合せで行われたかも未詳である。さらに、これらの興行の座組についても未詳である。

また、これらの芝居の座格についてであるが、前記した役者の内、前掲の一四年三月刊『役者／＼出世 道中記』の中ウ芝居の部に記されている役者は藤川花情と松島七十郎等二人であり、他の嵐熊吉等七人は子供芝居の部に記されている。このような役者出勤の状況から、子供芝居か、或いはそれに限りなく近い中ウ芝居と推定される。

右記の興行以外に、●谷村福松(御霊)の項には、「昨年いがごへの政右衛門大役をよくこなされ升た当春玉ものまえに長道くらんど奴

林平三役共でき升た」とあり、この記述から、当春興行には御霊芝居の「玉ものまえ」に出勤したことが推定されるが、「いがごへの政右衛門」役を勤めた興行劇場は記されていない。御霊での「玉ものまえ」の興行は子供芝居（一四年度の項に記す）であり、そこで「政右衛門」という大役を演じていることから、「いがごへ」も子供芝居と考えられる。一三年度中に「伊賀越」を興行した劇場は、管見では大芝居の中の芝居だけであり、同芝居で「政右衛門」役は「片岡仁左衛門」である。記述の中に敢えて劇場名が記されていないということは、前後から御霊芝居とも読めるが、子供芝居の残存の番付及び記述は少ないことから、これだけの記述だけで興行劇場を推定することは難しい。

『年表』にもこれらの記述は見られない。

『義太夫年表』には、浄瑠璃芝居の興行は二回記されている。

一四年度の興行は、評判記によって一回の興行が確認される。

前掲の『役者／出世 道中記』（文化一四年三月刊）の「宮芝居惣役者目録」の項に、「御霊芝居 細工人 竹田左内」とあり、他の三座と混合で、頭取藤川七甫、役者市川甚葉、中山勝次郎等一四人が記されている。さらに、各役者の「芸品定」の項には次のように記されている。

●市川甚葉の項には、「当春玉ものまへに権太郎役さらさらとでき升た切に植木やの弥七」

●中村勝蔵の項には、「玉ものまえに仕丁十作奴与かん平二役共よし切りにうへ木や杢右衛門役」

●中村三十郎の項には、「玉ものまえによりかづ神主おりべ」

●谷村福松の項には、「当春たまものまへに長道くらんど奴林平」

●中村仲市の項には、「玉ものまえに三浦之介二役采女之介」

●浅尾鬼十郎の項には、「玉ものまへの那すの八郎手丈夫によく致され升た義臣伝にのぞきやの太四郎」

●中山他人の項には、「玉ものまへに奴嶋介仕丁治郎作池尻三やく共でき升た植木やの兵内」

これらの評判記の記述から、御霊芝居の春興行には「玉藻前曦袂」と「義臣伝読切講釈」が興行されたと推定される。

同興行の芝居格であるが、これらの記述は『役者／出世 道中記』の下の巻である。この表紙には「子供芝居げい評」とあることから御霊芝居は子供芝居と推定される。

『年表』にもその記述は見られない。

『義太夫年表』には、浄瑠璃芝居の興行は四回記されている。

以上見てきたように、文化年間の御霊芝居の特徴は、一つには、子供芝居又はそれに限りなく近い中ウ芝居興行が中心であったと推定されることである。二つ目は、浄瑠璃芝居の興行は五三回を数えており、その際の興行主は歌舞伎興行時の座本ではなく、太夫本のもとで興行が行われている。このことから考えると、観客動員の少なさによる資料の刊行部数の少なさや、それによる残存率の悪さばかりではなく、歌舞伎興行そのものがあまり多くは行われていなかったと推定されるのである。つまり、浄瑠璃芝居の興行が主に行われていた芝居小屋であったと推定されるのである。しかしながら、浄瑠璃芝居の興行

も確認されていない期間も多いことから、歌舞伎興行も既述の興行ばかりではなく、未見の興行も行われていた可能性も否定することは出来ない。

(御霊芝居の頂了)

——天満天神芝居を中心にして——

文化年間の天満天神芝居は、次のような特徴が挙げられる。第一には、番付の残存が大芝居による寄進芝居の二点のみである。第二には、確認できる興行が七回であり、甚だ少ないことである。第三には、大芝居は寄進芝居の二回だけで、他の五回は中ウ・子供芝居である。第五には、浄瑠璃興行も『義太夫年表』(義太夫年表近世編刊行会)によると六回のみである。

そこで次に、年次を追ってこれらの興行及びその特徴をみていくことにする。

元年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『歌舞伎年表』(伊原敏郎著、岩波書店刊、以下「年表」と記す)にも記述は見られない。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

二年度の興行は、評判記によってのみ二回確認される。

一回は、『役者正札附』(文化二年丑正月吉日刊)によってであり、次のように記されている。「天満天神境内芝居／子十一月中旬／細工

人 亀谷登左」とあり、狂言は「糸仙人吉野桜、容競出入湊、座附引合狂言、式三番」とあり、亀谷の姓を持った役者亀谷重太郎、亀谷市太郎、亀谷あやめ等一七人が記されている。これらの記述から、文化二年の「子十一月中旬／顔見世興行が右記の狂言と座組で行われたものと推定される。また、座格についてであるが、記されている全員が亀谷の姓を持つことから、子供芝居と推定される。

二回目は、『役者よしよし』(文化二年丑八月吉日刊)によってであり、次のようにある。「大坂天満天神境内中ウ芝居／細工人 亀谷登左／八月朔日」とあり、狂言は「長崎丸山細見図」とあり、役者市川重太郎、片岡仁三郎、花桐岩吉等一三人が記されている。これらの記述から、文化二年の「八月朔日」右記の興行が行われたものと推定される。また、座格についてであるが、前記したように評判記に「大坂天満天神境内中ウ芝居」と記されていることから、中ウ芝居と推定される。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、年初の項に「大阪天満天神境内芝居 細工人 亀谷登左」とある。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

三年度、四年度、そして五年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は、三年度、四年度には記述は見られないが、五年度は一回記されている。

六年度の興行は、評判記よつてのみ一回確認される。

『役者大学』（文化六年巳正月吉日刊）の「大坂社地三芝居惣役者目録」に、「天満境内芝居 細工人 亀谷眉弾」とあり、役者中山来蔵、芳沢小紫、藤川平五郎等一五人が記されている。これらの記述から、文化六年度の顔見世頃に右記の興行が行われたものと推定される。また、座格についてであるが、同一五人の役者の内、前記の二年「八月朔日」よりの中ウ芝居の興行の座組に芳沢小紫、藤川平五郎等四人の名がみえる。このことから、同興行も中ウ芝居と推定される。同年度この他の興行につて推定できる資料は持たない。

『年表』には記述は見られない。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行は二回記されている。

七年度及び八年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

九年度の興行については、役割番付一点がみられる。

「未十二月九日ヨリ日数十日の間於天満天神社地に」「奉納寄進芝居 奉納主片岡仁左衛門／嵐吉三郎」「物ぐさ太郎、大願成就誓神通、
 姫山姥」「頭取 山本新吾／坂東新五郎／世話人 坂東岩右衛門」とある。同番付には、役者片岡仁左衛門、嵐吉三郎、浅尾奥山等二十七人が記されている。同座組は、「文化八年辛未十一月十一日より 四条南側顔見世」興行、座本都万太夫の座組と嵐吉三郎、嵐冠十郎、浅尾

奥山等一人が一致する。このような役者の一致から、右記の番付は文化八年の「未十二月九日ヨリ日数十日の間」天満天神社地の奉納寄進芝居のものと推定される。また、座格についてであるが、同番付に記されている座組は、『役者目利自慢』（文化十年酉二月吉日刊）に記されている「大坂大芝居二のかはり惣役者目録／角／名代 大坂太左衛門 座本 市川善太郎」の座組とは、役者片岡仁左衛門、嵐吉三郎、浅尾奥山等一六人が一致する。このことから、天満天神社地の奉納寄進芝居は大芝居と推定され、役割番付が残存していることから、同興行は行われたものと推定できるが、

『年表』には、「十二月、大阪、藤川座（中）、天満天神宮寄進芝居、十日間。「物草太郎」。「大願成就誓神通」。「姫山姥」。興行人、仁左衛門、吉三郎。右看板ばかり出て、故障ありて狂言不出来。」とある。その原因等は記されておらず、また、そのことについて検証する資料は管見には入っていない。それ故、同興行が実際に行われたかどうかについては推定できない。

同年度この他の興行につて推定できる資料は持たない。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

一〇年度及び一一年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』には、一〇年度の浄瑠璃芝居の興行は二回記されている。

一一年度の浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

一二年度は、評判記によってのみ一回確認される。

『役者警節』（文化十二年乙亥正月吉日刊）には、「天神芝居／名代 亀谷眉弾」とあり、役者中村のしほ、中村市蔵、藤川鐘九郎等一五人が記されている。評判記のこれらの記述から、一二年度の顔見世頃には、右記の興行が行われていたものと推定される。しかし、その狂言については、記されていないので推定できない。また、同興行の座格についてであるが、同興行に出勤の役者一五人のうち、『役者／出世 道中記』（文化十四年丁丑の三月吉日刊）の子供芝居の部に記されている役者は、藤川鐘九郎等三人であり、中ウ芝居の部に記されている役者は、中村のしほ、花桐岩吉、中村市蔵、市川よね三の四人である。『道中記』は二年後の記述ではあるが、中村のしほ、花桐岩吉、中村市蔵の三人は「上上吉」である。このような役者の状況から、同興行は中ウ芝居と推定出来るのではないか。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には、年初の項に、「天神 名代 亀谷眉弾」とある。

『義太夫年表』にも浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

一三年度の興行については、歌舞伎興行を確認できる資料は管見には入っていない。

『年表』にも記述は見られない。

『義太夫年表』には、浄瑠璃芝居の興行は二回記されている。

一四年度の興行は、評判記によって一回、役割番付によって一回の計二回が確認される。

①『役者／出世 道中記』（文化十四年丁丑の三月吉日刊）「宮芝居惣

役者目録」に、「天満芝居 細工人 亀谷登左」とあり、役者藤川鐘九郎、藤川柳蔵、藤川みさは等一三人が記されている。

これらの役者の「芸品定」の項に次のようにある。

●藤川鐘九郎の項には、「此度天神芝居にて千貫樋喜藤太次ニひらかなの権四郎」

●藤川柳蔵の項には、「当春錦作と名がへ天神芝居にて千貫樋にけんもつさま五郎後室ひらかな三源太松右衛門さる廻しの与次郎」

●藤川虎市の項には、「此度ハ千貫樋兵庫郷右衛門さたよくひらかなに平治」

●藤川みさはの項は、「当春天神にておちよおくがたひらかなにおふで何れもでき升た」

●泉川十蔵の項に、「当春ハ喜市するがの介さる廻しに伝兵衛」

これらに記されている狂言名及び役名から、文化一四年度の天満天神芝居の春興行に「(道中) 千貫樋」、「ひらかな (盛衰記)」、「さる廻し (門出諷)」の興行が、前記の座組で行われたものと推定される。また、座格についてであるが、前記したように、これらが記述されているのは『役者／出世 道中記』の下の巻である。この下の巻の表紙に「子供芝居げい評」とある。このことから右記の興行は子供芝居と推定される。

②役割番付「丑の八月十九日より日数十日間於天満天神社内 天満社奉納寄進芝居」「ひらかな盛衰記 けいせい阿波の鳴戸」「座本無し 頭取 中山甚五郎 板元泉卯板」

右記の興行の座組は、「文化十三年丙子十一月六日 四条北側大

芝居 名代早雲長太夫／布袋屋梅之丞「北条時頼記・他」の興行の座組とは役者嵐三五郎、市川蝦十郎、中村歌七等二三人が一致する。それ故、右記の天神奉納寄進芝居の興行は文化一四年の「丑の八月十九日より」の興行と推定される。また、同興行の座格についてであるが、同座組は角の芝居の「丑五月十日夕 座本中村歌五郎 頭取桐の谷権十郎」の座組と役者嵐三五郎、市川蝦十郎、中村歌七等二三人が一致する。角の芝居は大芝居であることから、天神奉納寄進芝居での右記の興行も大芝居と推定される。

さらに、右記の奉納芝居が実際に興行が行われたのかという問題についてであるが、『浪速叢書（第五）』（浪速叢書刊行会）の一四年度の項に、「八月 天満天神寄進芝居興行」と記るされている事からも前記の狂言の興行があったと思われるが、資料で裏付けることはできない。

同年度この他の興行について推定できる資料は持たない。

『年表』には八月の項に、「八月十九日、大阪、天満天神芝居、天満天神寄進芝居、「ひら仮名」。平次、松右衛門（蝦十郎）巴御前、およし（松江）千鳥（よしお）／切、「吉田屋」。夕きり（よしを）伊左衛門（三五郎）」とある。

『義太夫年表』には浄瑠璃芝居の興行の記述は見られない。

以上見てきたように、文化年間の天満天神芝居の特徴は、一つには、確認されている歌舞伎興行が甚だ少ないことである。浄瑠璃芝居の興行も同様である。次に、奉納寄進芝居を除くと、興行の芝居格が、子供芝居或いは子供芝居に近い中ウ芝居であることである。その

座組も連続性は少ない。第三は、興行責任者は、「座本」ではなく、「細工人」または「名代」である。そして「亀谷」の姓を持った「亀谷登左」と「亀谷眉弾」の二人が興行していることである。浄瑠璃芝居の興行も二回は名代として「亀谷眉弾」の名が記されている。これら三つの点は、互いに関連していると考えられる。つまり、宮地の境内で行われている芝居であり、同芝居の中心は「亀谷」の姓を持った子供芝居或いはその子供芝居に近い中ウ芝居である。それ故、残存の資料も少ないのであり、そのことは観客動員数も少ないということの意味していると考えられる。また、判明している興行の座組には互いに一致役者が非常に少なく、互いに座組の連続性がないことから、多くの興行が連続して行われていたとは考えにくく、単発的な興行ではなかったかと推定されるのである。

（天満天神芝居の頂了）